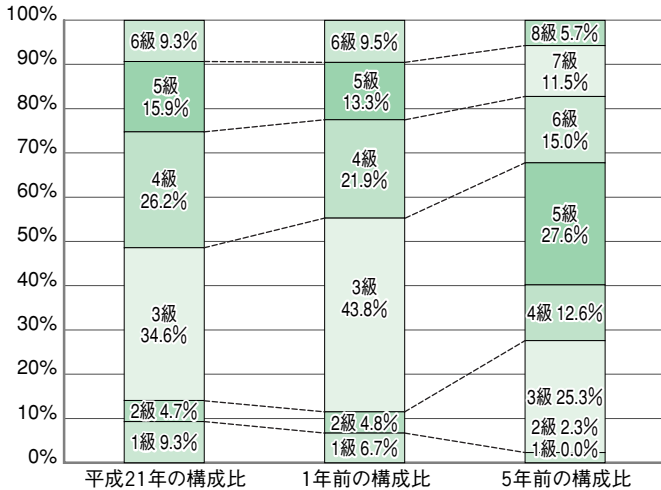


### 3 一般行政職の級別職員数などの状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	会計管理者・理事・部長・参与	10人	9.3%
5級	課長・参事・主幹	17人	15.9%
4級	副主幹	28人	26.2%
3級	主査・技術主査	37人	34.6%
2級	主任・主任技師	5人	4.7%
1級	主事・技師	10人	9.3%

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。  
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

笠松町		国
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,645千円		—
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分	期末手当 1.5月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合) 笠松町と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 35,640円～59,760円 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%～25% 役職加算 5%～20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

笠松町			国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)
勤続20年	23.50月分	30.55月分	笠松町と同じ
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 14,106千円 28,211千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (3) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	498千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	248,650円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	1.57%		
手当の種類(手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護など	月額1,000円
死体取扱手当	行路病死人等の死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回300円
火葬手当	死体の火葬作業に従事する職員	火葬作業	1回1,700円
火葬手当	獣畜死体等の火葬作業に従事する職員	火葬作業	1回200円

#### (4) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	22,997千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	238千円
支給実績(平成19年度決算)	27,292千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	256千円

#### (5) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		14,658千円	206,444円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に対応して支給 月額27,000円以内 自宅に係る手当 新築または購入後5年間支給 月額2,500円	同じ		2,869千円	143,425円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円～24,500円	同じ		5,757千円	63,958円
管理職手当	課長級以上の管理職員に対して 役職に応じて支給 39,600円～66,400円	異なる	支給される金額	12,688千円	487,963円